

# もりおかインフォ

## 募集

### 高齢者の生活支援を行う団体 長寿社会課 ☎613-8144

家事やごみ出しなど、高齢者の生活支援を行う団体を募集します。実施団体には運営経費の一部を補助します。上限額は年額8万円です。※実績により加算あり

📅 募集期間：3月14日(月)～25日(金)

👥 3人以上の非営利団体

📍 市役所本庁舎5階の同課に備え付け、または市ホームページからダウンロードした応募用紙に必要事項を記入し、事前に同課へ電話連絡の上、郵送または持参

📞 1030644

## お知らせ

### 緑の募金へご協力を 林政課 ☎626-7541

森を守り育てることを目的とした緑の募金にご協力ください。昨年度の募金額は611万5977円で、地域緑化活動の支援や山火事予防運動に活用しました。

📅 3月20日(日)～5月31日(火)

📞 1068281



### 盛岡城跡公園の樹木伐採に関する説明会を開催します

公園みどり課 ☎601-2813

盛岡城跡公園(内丸)の三ノ丸北西部の石垣修復工事に併せ、石垣西面下の樹木を伐採します。伐採する樹木や、伐採に至る経緯について現地説明会を開催します。

📅 3月26日(土)13時半～14時半

📞 1038959

### 在宅介護に疲れていませんか？

長寿社会課 ☎603-8003

介護者が心身ともに疲労し、追い詰められることで高齢者の虐待につながるものが少なくありません。市は、高齢者を守りつつ、介護者の負担を軽減することで、高齢者と家族が安心して暮らせるよう支援しています。お近くの地域包括支援センターまたは同課にご相談ください。

📞 1013142

### 自転車のルールとマナーを再確認しましょう

①くらしの安全課 ☎603-8008  
②交通政策課 ☎613-8538

道路の雪も次第に消え、自転車に乗る機会が増えました。自転車に乗る際は、歩行者を優先し、路側帯を含め道路の左側を必ず通行しなければなりません。また、自転車が走行できる歩道を通行する場合でも、左

側の歩道を走るよう、盛岡マナー\*を心掛けましょう。正しいルールとマナーを実践し、自転車を安全に利用しましょう。

\*歩行者と自転車の危険な交錯を避けるために取り組んでいる市独自のマナー

📞 ①1001111②1025665

### 宝くじの助成金で活動備品を整備 市民協働推進課 ☎626-7535

宝くじの社会貢献広報事業である、自治総合センターのコミュニティ助成により、内丸第二町内会が音響機器やノートパソコン、プリンターなどを整備しました。

### 工事前に遺跡(埋蔵文化財包蔵地)の確認を

遺跡の学び館 ☎635-6600

建築や造成、農地改良など土地を改変する工事を行う際、その土地が遺跡やその隣接地の場合には、工事開始60日前までの届け出が必要です。該当の有無や手続き方法など詳しくは、計画時にご相談ください。

📞 1009370

### 水質検査計画を策定

浄水課水質管理センター ☎652-2961

市民の皆さんが安心して水道水を利用できるよう、令和4年度水質検査計画を策定し、表1のとおり水質検査の内容を定めました。同計画は上

表1 水質検査の概要

種類	内容
毎日検査項目 (水道法で義務付けられている3項目)	【項目】色や濁り、残留塩素 【場所】指定した蛇口 【回数】1日1回
水質基準項目 (水道水の要件として水道法で定められている51項目)	【項目】一般細菌や大腸菌、金属類、消毒副生成物、味など 【場所】水源や配水池、指定した蛇口など 【回数】項目により年1～12回
水質管理目標設定項目 (水質管理上留意すべき27項目)	【項目】金属類や農薬類、消毒副生成物、腐食性など 【場所】水源や配水池、指定した蛇口など 【回数】項目により年1～12回

## 各種相談

内容	日時	場所	問い合わせ
休日 納付相談	3/27(日) 9時～16時	納税課(市役所本庁舎2階)と 健康保険課(同1階)	納税課 ☎613-8462
市民無料 法律相談★	4/11(月)・25(月) 10時～15時	広聴広報課 (市役所本庁舎6階)	広聴広報課の 予約専用ダイヤル ☎626-7557
無料 法律相談★	4/6・13・20・27 水曜、10時～15時		岩手弁護士会 ☎623-5005

★要事前申し込み。相談希望日の前週9時から受け付け

マークの見方と詳しい申し込み方法は、表紙をご覧ください

下水道局お客さまセンター(愛宕町)や水質管理センター(加賀野字桜山)に備え付ける他、上下水道局のホームページに掲載しています。



### バス運行情報の確認方法が変わります！

岩手県交通 ☎654-2141  
岩手県北バス ☎641-1212  
岩手県バス協会 ☎651-0680

バス停などでバスの運行情報をお知らせしているバスロケーションシステムは、3月31日(木)で終了します。バスの運行情報がバス停で見られなくなりますので、スマートフォンで確認できるサービスをご利用ください。※松園など一部地域のサービス開始は、3月下旬の予定

岩手県交通バス予報▶



岩手県北バス  
バスロケーションシステム▶



### 家畜所有者は定期報告書の提出を 県中央家畜保健衛生所 ☎688-4111

家畜伝染病予防法に基づき、家畜を所有する人は、飼養衛生管理基準を守り、毎年飼養状況を報告する義務があります。家畜によって提出期限が異なりますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。 📞 1039052

■市の推計人口(2月1日現在)  
28万7414人(男:13万5697人、女:15万1717人)

【対前月比】303人減 【世帯数】13万1610世帯  
📄 企画調整課☎613-8397 📞 1019915

## 新型コロナウイルス感染症情報

### 身近な人が感染したら 特に気を付けたい7つのこと

📞 企画総務課☎603-8301  
📞 1039017・1039019

市内でも感染者が増え、濃厚接触者の調査数が膨大になっています。市は、重症化リスクが高い患者の人の迅速かつ的確に必要な医療につなげるため、重症化リスクの高い高齢者などに重点化して調査を実施しています。

このため、濃厚接触者となると思われる人の判断とその人への連絡は、陽性者本人が行っています。濃厚接触者であると連絡を受けた人は、外出を自粛しながら健康状態を確認してください。

### 濃厚接触者とは？

PCR検査などで陽性となった人が、発症日の3日前から入院や自宅療養などを始めるまでの期間に、適切な感染予防\*をせずに長時間の接触があった人などのこと。

※不織布マスク(または同等以上の効果があるもの)を正しく着用している状態。鼻出しマスクやあごマスクは不適切な状態です

同居する家族が感染したり、身近な人から濃厚接触者であると連絡を受けたとき、次の7つのことに特に気を付けましょう。

#### 1.外に出ない



食料品などの購入が必要な時は、濃厚接触者ではない人にお申し渡しましょう。宅配などを利用する場合は、指定した場所に非対面で届けてもらう「置き配」を利用し、不特定多数の人が触れる宅配ボックスは利用しないようにしましょう。

#### 2.家庭内でもマスク着用



同居の家族がいる場合は、家族全員がマスクを正しく着用し、マスクの表面は触らないようにしましょう。

#### 3.同居家族と部屋を分ける



部屋を分けられない場合は、2m以上の距離を保ってください。仕切りやカーテンの設置も効果的です。

#### 4.食事は別々に



食事中は飛沫発生リスクがあります。できる限り、食事は家族と部屋を分けるか、時間をずらしましょう。

#### 5.こまめな消毒と換気



スイッチやドアノブなど、共用部分は小まめに消毒し、タオルや食器の共用は避けましょう。部屋の換気も小まめにしましょう。

#### 6.陽性者の入浴は最後に



お風呂に入る順番は、陽性の人が最後になるようにしましょう。

#### 7.健康観察



体温や体調の変化を記録しておきましょう。感染を疑う症状がある場合は、濃厚接触者であることを事前に伝え、医療機関を受診しましょう。

3月21日正午オープン!

## 紺屋町番屋が生まれ変わります！

📞 景観政策課☎601-5541



大正2年建築の紺屋町番屋の改修工事が終わり、かつての消防屯所がカフェや工房に生まれ変わります。建築当時の建材を再利用した店内で、時の移ろいに思いをさせてみませんか。 ※駐車場はありません

#### 1階

- ・焼き菓子やハーブティーを楽しめるカフェ
- ・岩手伝統の裂き織製品などの販売コーナー
- ・番屋の歴史を紹介する展示コーナー

📅 10時～17時※月曜定休



#### 2階

【平日】織物や刺しゅう、ブローチなどを作る工房 ※一般公開はしていません

【休日】機織りや手芸、フラワーアレンジメントの体験教室

※体験教室の予約は、合同会社ほっぷす テップ☎625-6002まで



## お忘れなく！建物外部の塗装は「景観の届け出」看板設置は「許可申請」が必要です！

📞 景観政策課 ▶景観の届け出について☎601-5541 ▶看板について☎601-5078

新築や増築の他、建物の屋根や外壁の塗り替えや張り替えをする場合は、景観法に基づく届け出が必要で

#### ◆届け出・申請が「必要」な例

- ・店舗をリニューアルするため、屋根や外壁を塗装する
- ・建物外装部材の張り替えや重貼り
- ・合計10平方メートルを超える看板の設置(のぼり、立看板を含む)

既存の建物に同じ色を塗装する場合でも、色彩が制限され、届け出が必要になる場合があります。その場合、着工の30日前までに届け出る必要があります。また、全ての看板には点検・維持管理の義務が生じます。

#### ◆届け出・申請が「不要」な例

- ・外観は変えず、建物の内部をリニューアルする
- ・屋根や外壁などの汚れを落とす
- ・デザインを変えない看板の修繕 など



広告

ATMでご利用可能

もりしん教育カードローン 好評 取扱中!!

◎学校納付金や授業料等、教育資金全般にご利用いただけます! ◎お子弟が就学中は元金返済猶予(元金の任意返済は可能)。

ローンカードによりATMで出金可能と利用しやすい教育カードローンです!

ローンプラザもりしん ☎0120-160-656

盛岡市下ノ橋2番14号(六日町本部)FAX ☎0120-702-540 [営業時間]平日(祝日を除く)9:00～17:00

“あなたのそばに もっと身近に” http://www.morishin.co.jp/

盛岡信用金庫 盛岡市中ノ橋通一丁目4番6号 ☎019-623-2221

広告

相続贈与についての悩み・疑問をお聞かせください

相続発生前にできること、相続発生後にやるべきことをご提案しあなたの相続を解決へと導きます。

「相続・贈与相談センター」では税理士、弁護士、司法書士、不動産鑑定士等、各種専門家がネットワークを組んで、お客様の相続に関わる問題を解決しています。

相続・贈与相談センター®

無料相談会 実施中!

ご予約はこちら▶

TEL019-656-4600

運営会社: 佐藤税理士法人

〒020-0866 盛岡市本宮二丁目3-30